

## 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

**1. 事業概要**

- すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの形で支援を強化し、こどもの育ちを応援するために、保護者の就労要件等を問わず、保育園等に通園できる新たな制度。
- 令和8年度から、すべての市町村で実施することが義務化。
- 制度のねらい…保護者の育児の孤立感軽減、こどもの集団生活の機会提供

**2. 対象**

- 0歳6か月～満3歳未満で、保育園、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていないこども

**3. 利用内容**

- (1) 利用上限
  - ・月10時間まで（国基準）
- (2) 利用料金
  - ・1人1時間当たり300円（国基準）
- (3) 給食費
  - ・200円（※注1）
  - ※注1：国が示す月の標準給食費を日当りに換算した額。
- (4) 実施場所等（※注2）
  - ・わかば保育園：定員3人
  - ・永田保育園：定員3人
  - ※注2：第3期那須塩原市保育園整備計画では、黒磯地区1園以上、西那須野地区・塩原地区1園以上の実施で指標設定。
- (5) 実施日等
  - ・月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）の8:30～17:00（※注3）
  - ※注3：フルタイム職員の標準勤務体系。

**4. 今後のスケジュール**

時 期	内 容
令和8年1月～	◆事業周知（広報、HP等）
令和8年4月～	◆事業開始

**5. その他**

- 令和8年度の実施状況を考慮し、令和9年度以降の市内での事業展開を検討。